

静岡県告示第255号の8

ふじのくにエネルギー地産地消推進事業費補助金交付要綱（平成27年静岡県告示第395号）の一部を次のように改正する。

令和7年3月31日

静岡県知事 鈴木 康 友

改正前	改正後
<p>第7 実績報告</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 提出期限</p> <p>事業完了の日から起算して30日を経過した日（第5(1)ウにより補助事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、当該承認の通知が到達した日から起算して30日を経過した日）又は補助金の交付の決定のあった日の属する年度の<u>2月末日</u>のいずれか早い日まで</p> <p>様式第2号 (略)</p> <p>事業計画書（変更事業計画書、事業実績書）</p> <p><u>1 事業者の概要</u></p> <p>(1) <u>名称及び代表者の氏名（市町にあっては、市町長氏名）</u></p> <p>(2) <u>所在地</u></p> <p><u>2 事業の目的</u></p> <p><u>3～5 (略)</u></p> <p><u>6 事業実施に関連する事項</u></p> <p>(1) <u>許認可、権利関係等事業実施の前提となる事項</u></p> <p>(2) <u>その他実施上問題となる事項</u></p>	<p>第7 実績報告</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 提出期限</p> <p>事業完了の日から起算して30日を経過した日（第5(1)ウにより補助事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、当該承認の通知が到達した日から起算して30日を経過した日）又は補助金の交付の決定のあった日の属する年度の<u>翌年度の4月10日</u>のいずれか早い日まで</p> <p>様式第2号 (略)</p> <p>事業計画書（変更事業計画書、事業実績書）</p> <p><u>1～3 (略)</u></p> <p><u>(注) 変更事業計画書の場合は、変更前の計画を上段に括弧書きし、変更後の計画を下段に記入すること。</u></p>

(注) 変更事業計画書の場合は、変更前の
計画を上段に括弧書きし、変更後の計
画を下段に記入すること。

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この告示は、令和7年4月1日から施行し、令和7年度分の補助金から適用する。